

## 議員提出議案一覧表（意見書等）

### 議員提出議案第14号

#### 収入保険制度ではなく農業者戸別所得補償制度の復活を求め、 果樹共済の特定危険方式を廃止しないことを求める意見書（否決）

政府が2018年以降、国による米の生産目標数量の配分をやめ、米の直接支払交付金を廃止することは、国の主要食糧の供給と価格の安定に対する責任を完全に放棄するものであり、2018年以降はわずかな作柄の変動でも需給と価格のバランスが崩れ、米市場の混乱は必至となり、生産者にも消費者にも不安をもたらすことが懸念される。

いわゆる減反と米の直接支払交付金を廃止するに当たっては、そもそも第186回国会衆議院農林水産委員会における政府答弁でも「みずから販売をしている生産者は主体的な経営判断に基づいて決定することが想定をされるわけで、こういうことができるような環境整備を進める」ことが前提とされており、そのような前提に立てば、現在、減反と米の直接支払交付金を廃止できる環境整備がなされているかの検証を抜きに廃止を規定方針としていることは、当初の前提を投げ捨てたと言わざるを得ない。

政府が、米の直接支払交付金廃止のかわりに導入しようとしている収入保険制度と合わせた農業災害補償制度の見直しは、以下の理由から、価格暴落や自然災害等に備えた経営安定対策とはほど遠いと言わなければならない。

収入保険制度は、過去5年間の平均収入を基準収入とし、当年の収入が基準収入の9割水準を下回った場合に、下回った額の9割を補填する仕組みである。そのため、価格が下がり続ければ基準収入も下がり続け、保険金が支払われることのない「底なし沼」の制度であり、米の安定生産を確保する米価の下支えにはならないものである。

さらに、現在2割しか対象者がいない青色申告を加入条件（満額は5年間継続が必要）に加え、その理由として青色申告でなければ収入が把握できないとしていることは、税務当局が認めている白色申告を収入が把握できない申告としているに等しく、看過できない問題であること、また、掛金も一律ではなく、保険適用が続けば掛金が上昇する可能性があることなど、およそ経営安定対策にはほど遠いものである。

また、収入保険制度を選択しない場合の農業災害補償制度については、その見直しの中で、果樹共済では暴風雨、ひょう害、凍霜害など特定の災害に限定した特定危険方式を廃止すること、水稻共済の当然加入を廃止し、任意加入にすることとしている。

約40%の生産者が加入している青森県のりんご共済を例にとれば、平成28年産の加入状況において、全ての自然災害・病虫害、鳥獣被害等を対象にした総合方式への加入が戸数188戸、面積2万1774.6アール（戸数、面積ともに加入者の約3%）にとどまっているのに対して、特定危険方式の加入は圧倒的に多く、戸数6924戸、面積77万9327.4アール（戸数、面積ともに約97%）となっている。生産者が経済的負担と災害のリスクを勘案して選択している特定危険方式を廃止して総合方式に一本化することは、サービスの向上とはほど遠く、経営安定対策にはなり得ない。

果樹共済の特定危険方式と水稻共済の当然加入を廃止すれば、加入者はともに半減し、共済組合の運営自体も困難になると懸念されている。

以上の趣旨から、農業災害補償等に関し、次のことを要請する。

## 記

- 1 収入保険制度ではなく、農業者戸別所得補償制度の復活で不足払いの仕組みを確立すること。
- 2 果樹共済の特定危険方式を廃止せず、加入しやすい共済にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

---

### 議員提出議案第15号

#### アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した 特別委員会を設置する決議（可決）

アウガの過去の経営をめぐる問題を調査するための、アウガ問題に関する調査特別委員会が平成29年3月21日に設置され、同年3月29日、3月31日、4月18日及び5月24日の5回にわたり会議が開かれた。

アウガ問題に関する調査特別委員会では、アウガの過去の経営をめぐる調査が行われたものの、あおり「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積り合わせの疑惑、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設にかかわる疑惑、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していた問題などの調査に対しては、関係者の協力が得られず、疑惑が解明されないまま、一定の調査結果が得られたとして、アウガ問題に関する調査特別委員会は平成29年6月5日をもって消滅した。

市に大きな損害を与える約17億5000万円の債権放棄とアウガの特別清算にもかかわる疑惑を明らかにすることなく、幕引きとならないためにも、議会に証人喚問や資料の提出を求める権限を持たせ、さらなる調査を行う必要がある。

よって、アウガ問題の真実を究明するためにも、100条調査権を付与した特別委員会を設置する。

以上、決議する。

平成29年6月30日

---

### 議員提出議案第16号

#### 平和事業の実施を求める決議（可決）

青森市平和大使事業は、戦後70年の節目を期に、次世代を担う青森市の中学生を青森市平和大使として、長崎市で8月に開催される青少年ピースフォーラムへ派遣し、全国の青少年とともに被爆の実相や平和のとうとさを学習し、交流を深めることで、平和意識の高揚を図ることを目的に、平成27年度及び平成28年度に実施した事業である。

平和大使に任命された中学生による体験報告では、平和大使の経験を通し、平和とは何かを自分の言葉で伝える成長した子どもたちの姿に出会うことができ、また、県内で暮らす被爆者の話を聞く機会も設けられるなど、戦争を知らない保護者を含む大人も、平和への思いを共有できる場となっている。

さらに、平成28年度の体験報告では、平和大使として学んだこと、体験したことを報告し、児童・生徒や地域の方々を初めとする市民に向けて、平和は願うだけではなく自分たちが行動してつくりあげていくものというメッセージを発信している。

本市では、旧浪岡町においては昭和61年9月19日に非核・平和のまち宣言を、また、旧青森市にお

いては平成2年7月28日に平和都市宣言を行い、それぞれの理念に基づき、これまで市民団体と協働しながら、平和意識の醸成を図る取り組みを推進してきている。

このような取り組みは、今後も着実に進んでいく必要があるとともに、全国の戦災復興都市との交流を深めることは、今後の子どもたちへの平和教育の一環として大変意義あるものとする。

このことから、次の世代に平和の大切さを伝えるため、市に対し、平和事業の実施を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年6月30日

---

### 議員提出議案第17号

#### 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書（可決）

平成29年3月に高校生ら8人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生した。当日は気象庁から雪崩注意報が発令されていたにもかかわらず発生した事故であった。

国は、都道府県知事や大学などの教育機関等に「融雪出水期における防災態勢の強化について」、「冬山登山の事故防止について」などの通知を発出した。これらに基づき、都道府県や各自治体において事故防止に取り組んでいるところであるが、バックカントリースキーの増加等により今後も予期せぬ雪崩事故が発生するおそれがある。

そこで、国においては、雪崩遭難者の早期救助のための登山者等の位置検知システムの導入促進を図ることを求める。

#### 記

- 1 山岳での電波伝搬特性にすぐれた周波数150メガヘルツ帯の位置検知システムの導入を促進すること。
- 2 周波数の有効利用を促進するため、時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数を確保すること。
- 3 登山関係者の自助自立を基本とした運用体制の整備を図ること。
- 4 登山者が位置情報を知らせる端末を安価に保有できるようにするため、レンタル制の導入や標準規格の統一化を図ること。
- 5 電波を発信する登山者位置検知システム（特定小電力無線局を除く）への免許を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

---

### 議員提出議案第18号

#### ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（可決）

平成28年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 平成29年3月に発表された論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症問題への具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められているが、ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みとあわせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

---

### 議員提出議案第19号

#### 脳卒中・循環器病対策基本法の成立を求める意見書（可決）

脳卒中と心臓病は、両者を合わせるとがんに匹敵する国民の死亡原因になっている。また、脳卒中は寝たきり・要介護になる原因の第1位になっているため、多くの医療費・介護費を必要とする疾患群であるだけでなく、患者やその家族にも多くの負担をかけることになっている現状がある。

そして、国民の健康寿命の延伸と医療費・介護費の抑制のために、総合的かつ計画的にこの問題に取り組む体制が求められている。

平成29年4月19日に参議院議員会館において、脳卒中・循環器病対策基本法の今国会での成立を求める患者・家族・医療関係者の会合が、脳卒中・循環器の患者会・家族会のみならず、日本脳卒中協会、日本言語聴覚士協会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本脳卒中学会、日本神経学会、日本脳神経血管内治療学会、日本循環器学会、日本心不全学会、日本高血圧学会、日本循環器予防学会、日本心臓病学会、日本心臓財団、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師連盟、日本労働組合総連合会等の学会・職能団体関係者や、自由民主党、民進党、公明党、日本共産党、日本維新の会、自由党、社民党、沖縄の風、日本を元気にする会、無所属の多数の国会議員なども参加して開催された。

この会合を受け、与野党が党内調整を行い、同基本法成立に向け手続を進めている状況にある。

脳卒中・循環器病対策基本法は、学校教育を含めた国民への普及・啓発を進めるだけでなく、後遺症軽減に不可欠な超急性期治療を含む医療・介護の提供体制の全国整備、発症・治療状況の把握などの事業の展開に不可欠である。

がんと同様に命にかかわる疾病である脳卒中と心臓病の対策を講じることは、我が国にとって喫緊の課題であり、多くの患者・家族・医療関係者が速やかな同基本法の成立を切望している。

これらの点を踏まえ、脳卒中・循環器病対策基本法成立の早期実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

---

## 議員提出議案第20号

### ライドシェアの導入に反対し、安全・安心のタクシーを求める意見書（可決）

政府は、平成28年7月、内閣官房IT総合戦略室長のもとに、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。そして規制改革推進会議においても、「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について」をテーマに、一般のドライバーが料金を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの導入に向けた議論を進めている。

ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた「白タク」を合法化するものであり、①普通第二種免許や運行管理も不要とされ、利用者の安全・安心が脅かされること、②地域公共交通を弱体化し、既存のタクシー事業を崩壊させること、③公共交通ではないことから、需給状況によっては運賃が変動すること、④24時間稼働の保証がなく、夜間の利用で特に女性・高齢者は利用しづらくなること、⑤事業主体（プラットフォーム）は一切運送に関する責任は持たず当事者間での解決となることなど多くの問題点がある。

また、ライドシェアは、Uber（以下「ウーバー」という。）などの配車アプリサービスを利用するが、事故の補償、暴力や暴行事件、運送対価のトラブルなど運転手と利用者間の問題があり、さらにウーバーに登録している運転手がウーバー社に対して雇用関係の有無や地位確認などで集団訴訟を起こしている問題もある。多くの問題点を有するライドシェアが無秩序に容認されれば、経済合理性に過度に重きを置いた経営などにより、利用者の安全が担保されない事態が常態化するおそれは否めない。

また、ウーバーは、欧米や中国などを中心に急拡大しているが、サンフランシスコでは地域最大のタクシー会社イエローキャブが倒産に追い込まれている。ライドシェアが日本全国に普及すれば、タクシーの産業基盤が奪われるにとどまらず、路線バスや鉄道を含めた地域公共交通の存立を脅かすこととなっていくのは明白である。

タクシーは、介護や通院、買い物の足など、地域生活には欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関であり、市民等にとって安全・安心で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っており、高齢化社会が進む中、タクシーへの期待も高まっている。世界一のサービスと安全・安心を標榜する日本のタクシーの現状を見れば、ライドシェアを導入するのではなく、国際的に良質で安全なタクシーをこれからも守っていく観点が大事である。

よって、国会及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要請する。

#### 記

- 1 市民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を初め必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

---

## 議員提出議案第21号

## アウガ問題の調査に関する決議（可決）

### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

（1）アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員10人からなる「アウガ問題調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

### 4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

平成29年6月30日

---